

旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書

当社の保有する次の旅客自動車運送事業用自動車について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者が減少していたことから、自動車の維持管理に関する負担を軽減するため、一時抹消登録しておりましたが、今般、事態が改善されたことから、再び新規検査・登録することとしました。

なお、当該自動車の構造・装置については、登録識別情報等通知書に記載された状態から変更していないことを宣誓いたします。

車名		型式		車台番号	
所有者: 住 所: 使用者: 住 所:	印 印				受 付 印

注1) 令和2年2月26日以降に一時抹消登録を受けたものであって、一時抹消登録の申請を行った所有者と新規登録を申請する所有者が同一であり、かつ、一時抹消登録された際の使用者と新規検査を申請する使用者が同一の旅客自動車運送事業者である必要があります。

注2) 今回の新規検査で提示のあった自動車の構造・装置が、登録識別情報等通知書に記載された状態と外観上明らかに相違する場合にあっては、当該依頼書は無効となります。

旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書

当社の保有する次の旅客自動車運送事業用自動車について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者が減少していたことから、自動車の維持管理に関する負担を軽減するため、一時抹消登録しておりましたが、今般、事態が改善されたことから、再び新規検査・登録することとしました。

なお、当該自動車の構造・装置については、登録識別情報等通知書に記載された状態から変更していないことを宣誓いたします。

車名	コクド	型式	ABC-XYZ123	車台番号	XYZ123-0006789
所有者: ○◆△観光株式会社				印◆△ 観光株式 会社ノ印	受付印
住所: 東京都江東区豊洲○◆△246ノ8					
使用者: ○◆△観光株式会社				印◆△ 観光株式 会社ノ印	
住所: 東京都江東区豊洲○◆△246ノ8					

注1) 令和2年2月26日以降に一時抹消登録を受けたものであって、一時抹消登録の申請を行った所有者と新規登録を申請する所有者が同一であり、かつ、一時抹消登録された際の使用者と新規検査を申請する使用者が同一の旅客自動車運送事業者である必要があります。

注2) 今回の新規検査で提示のあった自動車の構造・装置が、登録識別情報等通知書に記載された状態と外観上明らかに相違する場合にあっては、当該依頼書は無効となります。